



福岡市育成会だより

第156号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

将来の安心のため今できること

(くらしの場)

理事長 向井公太

前号の「将来の安心のため今できること」の中で、「親亡き後の事を考えるとき、住む所——が必須になります。そのような場を今、あるいは今から準備していく必要があると思います。」と記しました。今号においては、このテーマで、保護者、施設関係者あるいは保護者と団体の責任者を兼ねている方から記事をいただくという事です。私の立ち位置は何処におくべきだろうかと思いました。考えた結果、育成会の果たすべき役割として障がい者の権利擁護があることから、歴史的経緯に触れ、知的障がいのある人の暮らしに関する権利擁護に関する事(支援)について記載したいと思えます。暮らしに関する過去の経緯そして暮らしを守る為の支援の在り方や支援の専門性を考えてみます。

知的障がい者が家を出て地域で生活する場は社会の中で自発的に発生してきたのではなく、先達が作ってくれました。皆様もご存知の滝野川学園をつくった石井亮一、近江学園を創り、どんなに障がい者が重くてもその人なりに発達することを明らかにし有名な「この子らを世の光に」の言葉を残した糸賀一雄、この方たちをはじめとする多くの方が知的障がい者の住まいの場(暮らしの場)を作ってくれました。そして、その中で、社会で生きていくことができる力をつけていただきました。

その後、身体障がい者に対する制度を先頭に制度が少しずつ整い、現在で言う障害者支援施設(入所施設)や重度の障がい者に対するコロナーと呼ばれる施設も整備されました。この時期には量的な整備が目撃された。その後、知的障がい者の通勤寮と呼ばれるものや福祉ホームが整備されました。そして、現在の地域で生活するということにコンセプトに近づき、障がいのない人と同じように地域で少人数で生活することに価値を見出す方向に進みました。現在のグループホームです。

この流れに至るには長い年月が必要でしたが、障がいのない人の暮らしの場を考えると何ら特別なことのように思えません。生まれて、子供の時代そして学校に通う時期は親元から通うが、働き始めると、親元を離れ、一人住まいをする人もいます。そして、そのような生活や社会への関わりを通じて、社会のルールや厳しさを知るとともに、一人前として扱われることとなります。知的な障がいのある人もその歩みを緩くとも続けるべきであると考えます。

国連の障害者権利条約の第19条では次のように定めています。条文の一部のみを記載します。「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもつて地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」

そして、そのような場を作っていく責任は我々社会の側にあります。その中で、このような場を作り、継続していく立場

で福祉に関わる人は、自らが行っている障がいのある人への支援が、単に障がいのある人のみに限定されるのではなく、その家族への支援にも関わっていることとなります。育成会が昨年4月に開設しましたグループホームの利用者の保護者のお話の中に次のようなものがあります。「Q: お子様グループホームを利用されてからのお気持ちをお聞かせください。A: 本人のためと思っていたが、実際子供が入所したことで自分自身の生活に余裕ができて、今では自分自身も支援をいただいた気持ちになった。」グループホームの利用者に対する支援が、実は親自身の生活のあり方を変えるきっかけになっているのです。障がいのある人とその家族のライフサイクルに変化を与えるのです。また、利用者や地域の皆さんとのかかわりのあり方にも支援の質が影響を与えることは容易に想像できます。

グループホームを暮らしの拠点にする生き方に対しては支援の質(支援のあり方や専門性)が大きな影響を与えます。人のライフサイクルのあり方に関わりを持つことの責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたします。平成30年度には一人暮らしの障がい者の理解力、生活力などを補うための支援を行う「自立生活援助」事業が開始されます。障がいのある人の暮らしのステージがまた一歩広がっていきます。支援に関わる我々関係者も制度の進み方のスピードに負けない取り組みが求められます。

前号からの引き続きのテーマとなります。前号は財産や資産のことについてお伝えしました。今号は「くらしの場」将来の安心のための家族の関わりや事業所の役割、新たな取り組みを進める事業所、また幾重にもハンディのある方の地域生活をどう支援するか、それぞれの取り組みと課題について報告をいただきました。

①グループホームでの新たな生活・親子体験室の活用について

早良ひまわりハウス
統括施設長 荒井 晃紀

早良ひまわりハウスも開所から10ヶ月を過ぎ、入居者の皆さんもハウスでの生活に馴染まれてきたようです。今回は、そんなハウスでの生活をご紹介します。

日課ですが、朝は皆さん起床時間が早く4時過ぎの方をはじめ、6時30分には大半の方が起床されます。起床後は、それぞれ洗顔、着替えなど朝の身支度を済ませられ食堂・リビングで皆さんと談笑されたりテレビを見られたりしながら過ごされています。7時頃からは、朝食になります。食事の際は、世話人が調理した料理を皆さん協力して配膳などのお手伝いをしていただいています。食事が終わると、自主通勤の皆さんは、順次

出勤されます。その後、事業所の送迎車利用の皆さんは、9時ごろに各送迎車が迎えに来た後、出勤されます。

夕方16時を過ぎると送迎車利用の皆さんが帰ってこられます。自主通勤の方は5時ごろから帰ってこられます。ハウス帰宅後は、順次、入浴が始まります。ハウス1は入居者10名、シヨートステイ、親子体験がおられると最大14名が入浴されるため、入浴は16時過ぎから開始します。入浴は、ご自分でされる方は、見守り、声掛けを、洗いや流しが不十分な方は入浴支援を行っています。浴室はハウス1には2室ありますが、それでも、全員の方の入浴が終わるのが、20時ごろになります。夕食は18時30分ごろから始まります。食事については材料を宅配業者に発注、配達依頼しています。調理は、世話人(地域在住の方)が調理して提供しています。夕食入浴を済ませられた方は、引き続き食堂、リビングで皆さんと過ごされる方や居室に戻られて過ごされる方など様々です。その後、早い方は20時ごろから遅い方は23時過ぎには皆さん就寝されます。

夜間は、夜勤職員をハウス1、2それぞれに配置し、巡回やその他の対応を行っています。

平日は、以上のような流れで生活されています。

当初、週末は多くの皆さんがご自宅に帰省されるかと思っていきましたが、毎週帰省される方は2〜3名、月に2回程度帰省される方が5〜6名というのが現状です。週末をハウスで過ごされる方は、居室の掃除をされたり、他の利用者さんとトランプやオセロをされたり、テレビを見て過ごされています。また、利用者の方の中には職員が館内清掃をしているとお手伝いをして下さる方もいらっしゃいます。また、ご自分でバスや地下鉄を利用して天神や西新などにお出かけされる方もいらっしゃいます。他には、ハウス近くのコンビニエンスストアに買い物へ行かれたりハウス近郊に散歩に行かれる方などそれぞれの過ごし方で楽しまれているようです。時には、地域で行われるイベント(夏祭りなど)にも参加して、地域の方との交流も少しずつですが行っています。

また、早良ひまわりハウスでは、季節のイベント(節分、クリスマスなど)は、世話人によるオリジナルメニューを誕生者には、リクエストメニューなども提供しています。

利用者の皆さんからは、ハウスでの生活についてお尋ねしたところ、毎日あたたかい食事が食べられるの

が嬉しい、他の利用者や職員とお話してできるのが楽しい、毎日お風呂に入れることが嬉しい、生活リズムが整い体調が良いなどの嬉しい感想をいただいています。

入居者の保護者の方からは、不安だったが入居後本人の笑顔が増えてよかった、ハウスに入ってから自分でできることが増えた、子供の将来に安心が持てるようになったなど親御さん自身の生活にも良い変化が表れているとのことです。



また、見学に来られた方からは、建物がきれいで、利用者の皆さんが明るい、環境が素晴らしい、支援が行き届いているといった感想をいただきました。

早良ひまわりハウスでは、今後も利用者の皆さんの声を大切にしながら、環境整備及びより細かい支援を心掛け、今以上に楽しく健康に過ごせるハウス運営に努めていきます。

② 住いの場の選択肢 (住み慣れた我が家？ それともグループホーム？)

事業部保護者 副島 啓一

現在、私と娘の二人暮らしです。娘は、日中は清掃の仕事に就いています。他の保護者の方から、福祉サービスで移動支援が利用できることを教えていただき即受給者証を取得しました。それで、土日の移動支援を利用するようにしました。まずは移動支援だけと思っていましたが、本人の年齢も上がって、他のサービスも使えますよと周囲に教えてもらいました。

そして将来、私が居なくなつたことを考え、このまま一人で生活するのか、グループホームを利用するのかを考えました。一人で生活するに

しては相当支援がいるだろうと思います。ただ、身の回りについてある程度準備さえしていれば、これまでも私が一泊二泊、仕事で出掛けても一人で過ごしています。それを思えば、ヘルパーや、夜の声かけ支援、周囲や地域の見守りがあれば一人で生活可能かなと思っています。ただ、自分でお金が使えません。今でも1,000円札と500円玉でお弁当を買うくらいしかできません。金銭管理をどうするかが課題です。

私の下の娘、本人の妹がいますけど、まだ子育て中ですので、お姉ちゃんのことをお願いしたくとも、まだ10年15年、20年かかるかもしれない。ちよつと無理かなと、そう考えグループホームも検討しています。これまで、忙しくて実行出来なかったショートステイを今年は経験させたいと思ひ、計画相談で担当の相談支援専門員と話をしています。今年のお正月に、早良ひまわりハウスの外見だけ見学しようかと思いましたが、娘を知っている利用者の方がいらつしゃつていろいろお話しを聞かせていただきました。娘は最初は、とても人見知りをするので、周囲の方と上手くやれるか心配です。そのため、このような経験も少しずつ積み重ねることは大事だと思っています。

娘とは、私が居なくなつたあとにどこで将来、生活をするか話もしますが、なかなか理解が難しくイメーajもつかないようで、本人の意識はまだまだと思つています。私が居なくなつたあと、誰がお世話をしてくれるか、そして自分自身で身の回りのことができるようにならないといけないと話しています。

先日、下の娘に私に何かあつた時のために、一回一人で来てもらいました。そして、日中は身の回りの事を、夜は緊急時のこと連絡先などについてゆつくり話をしました。両親健在なら2人一度には居なくなることは考えにくいですが、片親であれば、いきなり本人一人になつてしまひます。その時はまず何をするのか？誰に連絡をするのか？下の娘には保護者会や事務局の方に連絡をするのを伝え相談するように話しています。

住み慣れたこの生活なのか、支援者のいるグループホームでの生活か、私自身は答えを出せていませんし、本人自身も将来の問題として、まだ深刻な話として受け止め切れていないようです。ただ、嫌なことはいやというのを伝えることはできませんので、今から将来の選択肢を増やすことが大事なことと思っています。

③ 地域生活を支える

ヘルパーの役割と活用法

ライフサポートをつなぐ

川邊 大介

私は、ヘルパーとして支援に入らせていただくようになって、約4年が経ちます。この間、様々なご家庭に入らせていただきました。その中で、ヘルパーの存在が各ご家庭にどのような影響を与えているのか、また、どのような立ち位置で、どのような存在にならなければならぬのかを常に考えるようになりました。

ヘルパーの立ち位置として、日々の生活の中の潤滑油になり穏やかに過ごしていただけるよう、支援を行なうことが求められると思います。また微妙な変化を投じて、日々の生活を楽しみに繋げられたらと試行錯誤もしております。趣味をお持ちの方であればその活動を伸ばすような働きかけを実施しますし、趣味などはなく、過ごし方が分からないという方であればご自宅でできる活動を提供し、その方々に合った内容を模索するなど、できる限り日常生活の環境に変化はなく、しかし、活性化できるような存在になりたいと私は思っています。

また、ご自宅だけで過ごす身体能力の低下にも繋がりがありません。もしくは、外出をしてみたいけど、ご家族とタイミングが合わなかったり、

一人で出かけるのは不安だったりするとう方もいると思います。そのような方々に移動支援というサービスがあります。食事や買い物などを主な目的として長めの外出を行うサービスです。今では、散歩のみの外出も認められており、必ず何かしらの目的がないと利用できなかった以前に比べると比較利用しやすくなっております。また、元々は療育手帳判定がAの方のみのサービスでしたが、条件を整えばBの方も支給を受けられるようになっております。行き先は各ご家庭によって異なり、「ここに行ってみたい」、「ここに連れて行って欲しい」など指定されるケースもありますし、ヘルパーに行き先を委ねるご家庭もあります。短い方で1〜2時間、長い方で4〜5時間の外出を行います。唐津や大宰府など、やや遠方に外出される方もいらつしやいました。普段外出する人とは違うというのが移動支援の利点の一つだと思います。

これらの居宅介護、移動支援などのヘルパー事業はご自宅での生活を維持するために、また外出などを行い、地域社会に出て行くために必要なサービスの一つだと思います。将来的なことを考えると、入所は難しく、「自宅・ご家族の家・グループホーム」などでの生活になるのではない

かと思えます。そのような状況になった際に、ヘルパーが入っていると安心して今まで同様の生活を送れると思います。特に、長く支援に入らせていただいたヘルパーなどであれば、ご本人はもちろん、ご家族の方も安心できるのではないかと思います。

居宅介護は支援の性質上、ご自宅に入らせていただくことになるので、抵抗があるかもしれません。しかし、ご自宅だからこそ、安心できるといえるのは特にご本人には強くあると思います。ヘルパーが入ることに慣れるまでもに、ご本人・ご家族と時間を要するかもしれませんが、将来の安心のために今できることの一つとして考えてみてはいかがでしょうか。

**④ 最重度障がい者の暮らしを
ささえる**
〜重度障がい者等包括支援の活用〜
社会福祉法人葦の家福祉会
重度障がい者等包括支援事業リーダー
サービス提供者者 **仲村 成司**

葦の家福祉会は昨年7月に地域型グループホーム「すまいるホーム」を開所しました。ここには男性7名、女性3名が入居しています。入居者の障がい支援区分は区分6が7名、区分5が2名、区分3が1名で、市内でも数少ない重度障がい者のグループホームです。

その中で5名の方(男性3名、女性2名)が重度障がい者等包括支援事業(以下、重度包括支援)を利用して生活されています。

重度包括支援の利用要件は、障がい支援区分6で、四肢麻痺があり、ALSや脳性麻痺など重度の身体障がいのある方(I類型)、四肢麻痺に併せて重い知的障がいのある重症心身障がい児者(II類型)、それと行動援護の対象者で、かつコミュニケーションに配慮が必要な方(III類型)です。本法人の利用者はすべてIII類型の方です。

本法人ではグループホーム(その当時はケアホーム)を開設するにあたって、各地の重度・最重度の障がい者が利用しているホームの視察を行いました。そこで得た情報として、ホームの配置基準の世話人と生活支援員だけでは、利用者の身辺介助や安全確認などが十分に出来ない為、個別にヘルパーをホームに派遣しているということでした。

私たちもそのような計画で準備を進めていましたが、市の居宅介護の基準支給量では十分な支援時間が得られず、必要な支援が提供できないことが分かりました。利用者の安定した介助体制の確保の為に市と協議を重ねる中で、本制度の活用につながりました。

この制度は、利用者の個別支援の為にホームの配置基準の人員より多く

スタッフを配置出来ること、自宅に帰省した時にご家族だけでは難しい入浴支援等にスタッフを派遣出来るなど、各利用者のニーズに沿った対応が柔軟に出来るところがメリットです。当法人は通所事業所、ヘルパー事業所、グループホームを運営している為、各事業所間の報酬の按分を調整することで運営の安定化を図っております。全国に事業所が少なく、情報が少ない中で福岡市と話し合いを重ね、他の自治体より手厚い支給量を得ることで、夜勤2名体制が確保できています。

支援面においては毎月サービス調整会議を行なっている為、支援者間の情報共有が図りやすいのですが、スタッフが十分に確保できず、外出支など余暇のニーズまでは十分に答えられていないのが課題です。

重度・最重度の障がいのある方がグループホームなどを利用し地域生活をしていく為には、個々のニーズに応じた個別の支援がどうしても必要です。重度包括支援は、たしかにそのニーズに沿え



る制度かもしれません。支援に見合った報酬のあり方、人材確保・育成などの課題はありますが、これからも「障がいがあっても、地域の中でふつうの生活」の実現に向けて、チャレンジしていきたいと思えます。

⑤ 幾重にもハンディがある人たちの地域の暮らしの場について思うこと

認定NPO法人
障がい者より良い暮らしネット
代表 服部 美江子

障がいのある人の多くは、障がいに加え、貧困、疾病など厳しい環境におかれています。きょうされん調べ「障害のある人の地域生活実態調査・2016」では年間収入100万円以下61.1%、101~125万円21.2%、8割強が125万円以下(生活保護受給者を除く)を占めています。てんかん発作、水頭症、側弯症、誤嚥性肺炎リスクなど日常的に医療的管理を要する人や、さらに胃ろうや痰の吸引など常時医療的ケアを要する人もいます。

それらの人の暮らしは親(54.5%)、兄弟(22.7%)、祖父母(5.9%)と同居(同調査・複数回答あり)という家族介護の現状です。

この人たちが家族から自立して地

域で暮らすためには居住施設が必要で、車いす使用者であれば完全バリアフリー化、スプリングクラー等のハード面、24時間の支援や看護師等のマンパワー、住居費の補助、言葉で意思表示ができない人たちの支援に意欲と理解とスキルをもった人材や運営というソフト面、などどれも欠かすことはできません。

これらのことを考えるとき、ある程度の規模の方が合理的だと考えます。居住する人の安心、安全、尊厳が守られ生き生きと幸せに暮らせることと、施設としての運営を可能とする合理性も併せて考えることが必要です。さらに、重度者には夜間支援員は不可欠であり、1人体制では緊急時には対応できない、非常な孤独感にさいなまれるなどデメリットしかないことは見逃してはいけません。残念なことに、このようなホームは現法制度では不可能です。

当会は重症心身障がい者の母3人が「地域に暮らしの場を」と願い活動を始めてから丸8年が経ちました。私たちの切なる思いを受け止めてくださった事業所が博多区千代に療養介護事業を2014年に開所し、短期入所は2017年12月には述べ430床が利用されました。重症心身障がい児者の地域生活の支援に多大に貢献

して下さって大変有難く思っています。私たちのような小さな会でも、活動を続けることでこのような成果を導くことが出来ました。手をつなぐ育成会も最初は3人の親たちの活動だったと聞いています。今では全国規模となり大きな力を発揮しています。親たちが子に代わって声を上げなくても障がいのある人たちの環境が整う日が来ることを願って私たちは今日も活動を続けています。

寄付のお礼

(平成29年12月~平成30年1月)

■福岡ひまわりの里

田中 春子 様

■ひまわり園

井上 幸次 様

藤田 富雄 様

■ひまわりパーク上牟田

マルイグループユニオン

博多マルイ従業員組織 様

■早良ひまわりハウス

ひまわりパーク六本松

保護者会 様

井上 絹代 様

上村 敏呂 様

ありがとうございます。大切にに使わせていただきます。

知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんのある方のための

東京海上日動の個人賠償責任補償付 **あんしん保険**

少額短期損害保険 (販売開始) 2016年創設

こんな時に使えます

- 病気・ケガ・入院 **最高日額1万円**
- 虐待・差別を受けた **弁護士費用補償**
- 他人のものを壊してしまった **個人賠償責任補償最高5億円**

東京海上日動と提携 **最高5億円** (総合生活保険 個人賠償責任補償)

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんのある方のための保険

東京海上日動の個人賠償責任補償付 **ぜんちのこども傷害保険**

権利保護補償付傷害保険 (2016年創設)

こんな時に使えます

- 戻って物を壊してしまう...
- 日常生活でケガをすることが多い...
- トラブルに巻き込まれたら、誰も助けてくれない...

個人賠償責任補償最高5億円 | 入院・通院を日額保障 | 弁護士がサポート

詳しい資料のご請求・お問合せは下記まで

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」[約款] 東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

<代理店> **株式会社グッド・サポート**

TEL: 092-263-6771
FAX: 092-263-6772
〒812-0037
福岡県福岡市博多区御供所町2-63
博多パルビル3F

ぜんち共済株式会社

ZENCHI 伊東財務局長(少額短期保険)第14号
〒101-0032 東京都千代田区若本町三丁目5番9号若本町シティ プラザビル5F
コールセンター

0120-322-150

ぜんち共済 <http://www.z-kyosal.com/>

[2017年12月作成 17-T08669]

ネット申込・年払・月払OK | クレジットカード払OK ※ネット申込み

保護者会だより

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

障がいのある人の暮らし

会長 下山 いわ子

障害者権利条約

障がいのある人が暮らす、生きていくって、やっぱり簡単ではありません。

障がいのない人も、簡単ではないです。

その中で、「障がいがあるから仕方ない。がまんしなくて」という状態からは、進んでいます。

「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」と略）の影響の大きさを実感できるようになってきました。

「障がいがあるから仕方ない」とは、違ってきています。

★障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障する。

★障害者は他の者と平等を基礎として社会に完全かつ効果

的に参加できる。

★「障害」は、障害者ではなく、社会が作りだしている、という「社会モデル」の考え方。

★排除する差別とともに障害者に「合理的配慮」をしないことも差別になる。

※合理的配慮：障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のこと

（外務省からの資料を抜粋）

など、「障がい」についての考え方も、障がいのある本人の責任から「環境が障がいを作り出している」と変わり、障がいを理由に差別されないと法に明示されました。

暮らしは？

私たちの暮らしは、どう変わ

福岡市手をつなぐ
育成会保護者会
TEL 713-1480
FAX 715-3561
e-mail
hogsha@fiku.jp

それぞれの時期に、住まい、教育、医療、労働、福祉、社会参加、等の環境が関係しています。

家族関係等も関係しています。

どんな暮らしを望む？

社会モデルの考え方になり、他の者と平等で合理的配慮の提供を求めることができるようになりました。

どんな暮らしを望みますか？

・ 本人の尊厳ある幸せな暮らし
・ 障がいの受容からライフステージを通して信頼できる相談者がいること。

・ 適切で切れ目のない教育や支援を受けられること。

・ 親なき後も安心して暮らせること。
障害者権利条約の理念にそった共生社会が実現すること。等々。

決して障がいのある人を優遇してほしいのではなく、障がいがあっても、障がいのない人と同じスター

るのでしょ
か。
「生まれて、幼
児期、学齢期、青
年期、壮年期、老
年期」のライフ
ステージ中で、

本人の意思を大切に

考えるときは、「どんなに重度な障がいのある人にも意思がある」と意識して決定していくことも重要です。

連携して

本人の安心・安全で幸せな暮らしを考えるには、今まで以上に、関係者と一緒に考えたり、団体も個別で運動すると同時に、連携して運動を進めると良い方法が見つかるはず

です。
各団体が連携する方法を考えた
いです。

支援なくしては生きていけない障がいのある人も、親なき後まで幸せに暮らしてほしいと願ってやみ
ません。



🍌 手をつなぐ応援隊通信 🍌

「手をつなぐ応援隊」というチームで、楽しくわかりやすい知的障がいや発達障がいの疑似体験を通して啓発活動を行っています！

車いす体験やアイマスク体験のように、知的障がいや発達障がいある人たちの気持ちや感じ方を実感してもらうプログラムを行っています。



参加者からの感想

- ▼疑似体験のときの、会場全体が「そうか！」となったり、「・・・？」となったりした状態、あの感覚を体感するというのは、とても大切な経験になった。また、保護者として、色々な葛藤の中での今があると正直なお話をしていただけたことも、頭ではなく、心の奥底に伝わる内容だった。(役場職員)
- ▼日々の育児や介護の中で、「こんな言動、あるなあ・・・」とあてはまり、参考にするとところがあった。(公民館)
- ▼障がいがあることが不幸ではないと思った。(小学生)
- ▼福祉の現場にいるが、改めて目からうろこだった。(福祉事業所)
- ▼研修会で初めて眠くならなかった。(人権研修)
- ▼小学校や警察、行政、交通会社でしてほしい。(保護者)
- ▼あるあるだった。(発達障がい当事者)



平成28年12月福岡市障がい者週間記念の集いの日に育成会保護者会のブースで先行して行い、そこで出会った方から出動依頼を受け、平成29年3月から活動を開始しました。

今年2月15日で、出動回数44回、参加者数1,313人になりました。

有難いことにココミや福岡県の出前講座として、福岡市ボランティア養成講座、公民館の人権研修、民生委員・児童委員障がい者人権研修、区人権研修、小・中学校教諭、小・中学生、小学校保護者、小学校成人委員研修、学童の職員、福祉事業所職員、商業施設職員等、市内外に呼んでいただいています。



プログラムは、全国各地の啓発隊と情報交換したり、障がいについての専門家や医師、教員の方、障がいのある家族や当事者、障がいについて知らないと言われる方、等と意見交換を行いながら作っています。

限られた時間で障がいについて伝えることは難しいですが、楽しく、わかりやすい内容で、少しでも共生社会に近づくように活動していきます。

どうぞ、あなたの街にも、あなたの職場にも呼んでください

福岡市消費生活センターからのお知らせ

「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

- ★障がいのある方、特に知的障がいや精神障がいがある方は知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場で的確な判断や対応が出来にくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- ★被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけて、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切に、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- ★消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、福岡市消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン188)

消費生活相談は「188」へ！

- ★「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。
開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。
(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金ががかかります。)
- ★お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- ★自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- ★消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。

**商品が届かない！ネットでの買い物は慎重に**

- ★ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実態のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- ★商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- ★インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- ★分からないことや不安なことがあったら、福岡市消費生活センターにご相談ください。

**格安スマホ契約前にサービス内容を確認しましょう**

- ★いわゆる“格安スマホ”を契約して使ってみたところ、今までの携帯電話と同じサービスが受けられなかったという相談が寄せられています。
- ★格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限定されている場合もあります。契約前に、サポート体制等のサービス内容についてよく確認しましょう。
- ★格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、故障時に代替機の貸し出しサービスが有料であったりするなど、今までの携帯電話会社とサービス内容が違う場合があります。自分が必要とするサービスを確認し、よく検討してから契約するようにしましょう。
- ★不安に思うことやトラブルが生じた場合には、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン188)



※商品・サービスに関するご相談は、福岡市消費生活センター **TEL 781-0999** まで